

令和6年度協定締結医療機関等体制整備事業費補助金交付要綱（案）

（目的）

1 この補助金は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号、以下「法」という。）第36条の3第1項に規定する医療措置協定を締結する病院において、開設者が行う協定締結医療機関の感染症対策の充実等を図ることを目的として、「北海道補助金等交付規則」（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内において交付する。

（交付の対象）

2 補助事業は、次のとおりとする。

（1）施設整備事業

法第36条の3第1項に規定する医療措置協定において、流行初期期間に病床確保の内容を含む協定を締結する病院の設置者が行う病室及び病棟等の感染対策に係る施設整備

（2）設備整備事業

法第36条の3第1項に規定する医療措置協定において、流行初期期間に発熱外来の内容を含む協定を締結する病院の設置者が行う感染対策に係る設備整備

（交付対象経費）

3 補助対象経費は、次のとおりとする。

（1）施設整備事業

別表1の2欄に掲げる経費

（2）設備整備事業

別表2の4欄に掲げる経費

（交付の対象外経費）

4 この補助金は、次に掲げる施設整備に係る費用については、補助の対象外とする。

（1）土地の取得又は整地に要する費用

（2）門、柵、堀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用

（3）設計その他工事に伴う事務に要する費用

（4）既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することよりも効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用

（5）その他の整備費として適当と認められない費用

（交付額の算定方法）

5 この補助金の交付額は、次の（1）及び（2）により算出された額とする。ただし、施設ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（1）別表の第1欄に定める区分ごとの基準額と第2欄に定める補助対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。

（2）（1）により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額と比較して少ない方の額に、別表第3欄に定める補助率を乗じて得た額を補助する。

(補助金の交付申請)

6 補助対象者は、補助金の交付を受けようとする者は、規則第3条の規定に基づく行う告示の定めるところにより、補助金等交付申請書（保福第1号様式。（平成10年北海道告示第500号に定める様式をいう。以下「保福第〇号様式」について同じ。））に、次に掲げる書類を添えて別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(1) 施設整備事業

- ア 事業計画書（保福1の2号様式）
- イ 補助金等交付申請額算出調書（保福第1の16号様式）
- ウ 経費の配分調書（保福第1の18号様式）
- エ 事業予算書（保福第1の20号様式）
- オ 資金収支計画書（保福第1の32号様式）（申請者が市町村である場合を除く。）
- カ 事業計画書（保福第32号様式）
- キ 工事仕様書
- ク 工事設計図
- ケ 工事仕訳書
- コ その他参考となるべき書類

(2) 設備整備事業

- ア 事業計画書（保福1の2号様式）
- イ 補助金等交付申請額算出調書（保福第1の16号様式）
- ウ 経費の配分調書（保福第1の18号様式）
- エ 事業予算書（保福第1の20号様式）
- オ 資金収支計画書（保福第1の32号様式）（申請者が市町村である場合を除く。）
- カ 事業計画書（保福第32号様式）
- キ その他参考となるべき書類

(交付の条件)

7 この補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。

- (1) 規則、この交付要綱及び補助金交付決定の通知に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を遂行し、その成果を成し遂げなければならない。
- (2) 施設整備事業について、補助事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、知事の承認を受けなければならない。
 - ア 建物の設置場所（設置予定敷地内における設置場所の変更で機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）
 - イ 建物の規模、構造又は用途（機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）
- (3) 補助事業の内容を変更するときは、知事の承認を受けなければならない。ただし、次に該当するときは、この限りでない。
 - ア 当該変更に伴う補助対象経費の増減が、変更前の補助対象経費の10分の1を超えないとき。
 - イ 補助金の交付の目的の達成及び事業の能率的な執行に支障を及ぼさない程度の細部の変更と認められるとき。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告しその指示を受けなければならない。

- (5) 補助事業の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、知事の承認を受けなければならない。
- (6) 補助事業の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を知事に提出し、また、道の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければならない。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の価格が単価50万円以上（民間団体にあっては30万円）の機械及び器具については、「補助事業等により取得した財産の処分制限期間」（平成20年厚生労働省告示第384号。「以下「厚生労働大臣が別に定める期間」という。）に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- (8) (7) の申請により承認を受けた場合において、補助金の全部又は一部の金額に相当する納付金を納付する条件が付されたときは、当該納付金を指定された期日までに納付しなければならない。
- (9) (8) に定める場合を除くほか、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があったときは、その収入金額の全部又は一部に相当する納付金を道に納付せざることがある。
- (10) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (11) 補助事業に係る証拠書類等の管理については、次によるものとする。
- ア 補助事業者が地方公共団体の場合
- この補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別記第1号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を当該補助対象事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならぬ。
- イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合
- 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保存しなければならぬ。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならぬ。
- (12) 次のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがある。補助金の額の確定があった後においても、また同様とする。
- ア この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。

- イ 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
 - ウ 補助事業に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。
 - エ 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供したとき。
 - オ アからエまでに掲げる場合のほか、補助事業に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の处分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
- (13) この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければならない。
- (14) (13) の命令に違反したときは、当該補助事業等の遂行を一時停止し、並びに当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じる。
- (15) この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付けた条件を変更することがある。
- (16) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければならない。
- (17) (6) の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるため、これに協力しなければならない。
- (18) この補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助事業の成果が適合しないときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命じる。
- (19) 補助事業に係る建設工事が完成したときは、速やかに工事完成届を知事に提出しなければならない。
- (20) 補助事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は翌年度の4月10日までのうち、いずれか早い日までに補助事業等実績報告書を知事に提出しなければならない。
- (21) 補助申請予定額（複数の補助事業の申請を予定している場合には、その合計額）が1億円以上の施設整備を行う場合には、原則として5社以上の競争入札を行わなければならない。
- (22) 補助事業を行うために請負契約を締結する場合は、一括下請負の承諾をしてはならない。
- (23) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、別記第2号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。
- なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一部（又は一社、一所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行

うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を道に返還しなければならない。

(24) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

(補助金の交付)

8 補助金は、規則第15条の規定により補助金の額の確定後において交付するものとする。

(変更申請手続)

9 この補助金の交付決定後の事情の変更により補助事業の内容を変更しようとするときは、補助事業等変更承認申請書（保福第1の21号様式）に6の書類を添えて知事に提出し、その承認を受けるものとする。

(工事完成届)

10 規則第13条の規定により、補助事業に係る建設工事が完成したときは、速やかに補助事業等に係る工事完成届（保福第1の27号様式）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

11 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、速やかに補助事業等実績報告書（保福第1の28号様式）に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 施設整備事業

- ア 事業実績書（保福第1の2号様式）
- イ 補助金等精算書（保福第1の30号様式）
- ウ 事業精算書（保福第1の31号様式）
- エ 事業実績書（保福第32号様式）
- オ 契約書の写し
- カ 補助事業完成後の建物の全景及び補助事業の概要を示す写真
- キ 補助事業完成後の建物の構造概要及び平面図（各室の用途を示すこと。）
- ク 工事仕様書、工事設計図及び工事仕訳書
- ケ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項の規定による竣工検査書の写し
- コ その他参考となるべき書類

(2) 設備整備事業、患者輸送車整備事業

- ア 事業実績書（保福第1の2号様式）
- イ 補助金等精算書（保福第1の30号様式）
- ウ 事業精算書（保福第1の31号様式）
- エ 事業実績書（保福第33号様式）
- オ その他参考となるべき書類（契約書の写し等）

別表1

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
施設設備事業	(1) 病室の感染対策に係る整備 1室当たり 14,546千円	(1) 病床確保に係る協定締結医療機関として必要な個室整備等に要する工事費又は工事請負費 (専用の陰圧装置、空調設備、トイレ、バス等の付属設備の整備を含む。)	(1) 3分の2以内
	(2) 病棟等の感染対策に係る整備 対象面積 1 m ² 当たり 基準単価 239,300円	(2) 病床確保に係る協定締結医療機関として必要な多少室を個室化するための可動式パーテーションの設置、病棟入り口の扉の設置、病棟のゾーニングを行うための改修等に要する工事費又は工事請負費	(2) 10分10以内

別表2

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
設備設備事業	HEPAフィルタ一付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る）	1施設あたり 905,000円	発熱外来に係る協定締結医療機関として必要なHEPAフィルタ一付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る）の購入費 (ただし新規購入及び増設する場合に限る。)	(1) 10分の10以内